

議員提出議案第 1 号

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 19 日

提出者	瑞穂町議会議員	森	亘
賛成者	〃	下野義子	
〃	〃	小山典男	
〃	〃	高水永雄	
〃	〃	大坪国広	
〃	〃	谷四男美	

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会委員会条例（昭和 62 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場
合においては、この条例による改正後の瑞穂町議会委員会条例第
18条の規定は適用せず、この条例による改正前の瑞穂町議会委
員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。

瑞穂町議会委員会条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第12条から第17条 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第19条 略</p> <p>第3章から第6章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の瑞穂町議会委員会条例第18条の規定は適用せず、この条例による改正前の瑞穂町議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第12条から第17条 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p> <p>第19条 略</p> <p>第3章から第6章 略</p>